

様式1-3

養介護施設従事者等による高齢者虐待受付票付録－虐待類型(例)一覧

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	
	1. 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為(身体に接触しなくとも、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為であれば、身体的虐待と判断することができる)	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
	①平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。	1. 威嚇的な発言、態度 ①怒鳴る、罵る。
	②ぶつかって転ばせる	②「ここ(施設・居宅)にいられなくてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など
	③刃物や器物で外傷を与える。	2. 侮辱的な発言、態度 ③排せつ失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
	④入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。	④日常的にからかたり、「死ね」など侮蔑的ななことを言う。
	⑤本人に向けて物を投げつけたりする。 など	⑤排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
	2. 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為	⑥子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
	⑥医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。	⑦本人の性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関する侮蔑的な言動を行う。 など
	⑦介護がしやすいように、職員の都合でベッド等で抑えつける。	3. 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ⑧「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
	⑧車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。	⑨他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
	⑨食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。	⑩話しかけ、ナースコール等を無視する。
	⑩家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。	⑪高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
	⑪通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など	⑫高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など
介護・世話の放棄・放任	3. 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制	4. 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ⑬トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
	⑫徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	⑭自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など
	⑯転落しないように、ベッドや体幹や四肢をひも等で縛る。	5. 心理的に高齢者を不適に孤立させる行為 ⑮本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
	⑯自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。	⑯理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
	⑯点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。	⑰面会者が訪問しても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など
	⑯点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	6. その他 ⑱車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
	⑯車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	⑲自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
	⑯立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。	⑳入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
	⑯脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)・ボディースーツを着せる。	㉑本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
	㉑他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	㉒浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
	㉑行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
	㉑自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 など	1. 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為 ①性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること	②性的な話しを強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ③わいせつな映像や写真をみせる。
経済的虐待	1. 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為	④本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
	①入浴しておらず裏臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。	⑤排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
	②褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。	⑥人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
	③おむつが汚れている状態を日常的に放置している。	経済的虐待 高齢者の財産を不適に処分することその他の当該高齢者から不適に財産上の利益を得ること
	④健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。	1. 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に伴じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ①事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
	⑤健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。	②金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。 ③立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
	⑥室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など	④日常的に使用するお金を不適に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など
	2. 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為	【身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待】一該当類型に○
	⑦医療が必要な状況にもかかわらず、受診せれないあるいは救急対応を行わない。	その他 出典)厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』令和7年3月 10-12頁より引用
	⑧処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。	
	⑨介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など	
	3. 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為	
	⑩ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。	
	⑪必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用せない。 など	
	4. 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置	
	⑫他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。	
	⑬高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。	
	⑭必要なセンサーの電源を切る。 など	
	5. その他職務上の義務を著しく怠ること	
	⑮施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など	